

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年10月までの期間及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から6年8月まで
② 平成8年4月から同年10月まで
③ 平成10年1月

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、A市が委託していると思われる徴収職員が私達夫婦の要請に基づき、毎月勤務先又は自宅に集金に来ていたので夫婦の保険料を漏れなく納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、A市が委託していると思われる徴収職員が申立人夫婦の要請に基づき、毎月勤務先又は自宅に国民年金保険料の集金に来ていたので夫婦の保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間②及び③前後の申立人夫婦の保険料は納付済みである上、その納付時期を見ると、いずれも月末に納付されていること、及びA市は被保険者から保険料の集金の依頼があった場合の対応として、金融機関に出向けない特別な場合などは、訪問・集金したことがあると説明していることから、同市が定期的に申立人の勤務先又は自宅を訪問して申立人夫婦の保険料の徴収を行っていた可能性があると考えられる。

一方、申立期間①については、申立人は、当該期間についても、A市の徴収職員に、毎月夫婦の保険料を支払っていたと主張しているが、申立人は当初、妻は、第三子を妊娠していてつわりがひどく、体調が悪かったため、金融機関で納付できなかったと申し立てており、申立人の保険料の納付方法に関する記憶は曖昧であると考えられる上、オンライン記録により、平成8年

10月29日に、当該時点で時効完成直前である6年9月を始期とした同月から7年3月までの申立人夫婦の国民年金保険料を過年度納付した記録が確認でき、申立人の妻は、時期は分からないが未納期間の夫婦の保険料をまとめて社会保険事務所（当時）の納付書により金融機関に納付したことがあると話していることを踏まえると、過年度納付した時点において、申立期間①の保険料は時効により納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年10月までの期間、10年1月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から6年8月まで
② 平成8年4月から同年10月まで
③ 平成10年1月
④ 平成10年3月

申立期間①、②、③及び④については、A市が委託していると思われる徴収職員が私達夫婦の要請に基づき、毎月勤務先又は自宅を訪問して集金に来ていたので夫婦の保険料を漏れなく納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人は、A市が委託していると思われる徴収職員が申立人夫婦の要請に基づき、毎月勤務先又は自宅を訪問して国民年金保険料の集金に来ていたので夫婦の保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、申立期間②、③及び④前後の申立人夫婦の保険料は納付済みである上、その納付時期を見ると、いずれも月末に納付されていること、及びA市は被保険者から保険料の集金の依頼があった場合の対応として、金融機関に出向けない特別な場合などは、訪問・集金したことがあると説明していることから、同市が定期的に申立人の勤務先又は自宅を訪問して申立人夫婦の保険料の徴収を行っていた可能性があると考えられる。

また、申立期間④については、申立人の夫の当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、平成5年2月以降の保険料は、申立期間④及び10年10月を除き、確認できる保険料の納付日は全て同一であることを踏まえると、

申立期間④についても、申立人の夫の保険料と一緒に納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、当該期間についても、A市の徴収職員に、毎月夫婦の保険料を支払っていたと主張しているが、申立人は当初、4か月ほどは第三子を妊娠していてつわりがひどく、体調が悪かったため、金融機関で納付できなかったと申し立てており、申立人の保険料の納付方法に関する記憶は曖昧であると考えられる上、オンライン記録により、平成8年10月29日に、当該時点で時効完成直前である6年9月を始期とした同月から7年3月までの申立人夫婦の国民年金保険料を過年度納付した記録が確認でき、申立人は、時期は分からないが未納期間の夫婦の保険料をまとめて社会保険事務所（当時）の納付書により金融機関に納付したことがあると話していることを踏まえると、過年度納付した時点において、申立期間①の保険料は時効により納付できなかったものと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳のときに、親が国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料は最初、親が納付し、A市B区に転居してからは、保険料分が仕送りに加算されていたので自分で納付した。
申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年*月頃に申立人の親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、平成 3 年 4 月以降に払い出されているものと推認されること、及び申立人が所持している年金手帳の記載等から、国民年金被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日であることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については最初親が納付し、A市B区に転居してからは納付書により自分が納付したと主張しているが、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付を行ったとする申立人の親の記憶は曖昧である上、平成 3 年 4 月に学生が強制加入適用される前の申立期間は国民年金の任意加入期間であり、申立人は、前述のとおり、同年 4 月に国民年金に初めて加入したと考えられることから、未加入期間である申立期間についての保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立期間において、申立人がC市で国民年金に加入していた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年5月までの期間、47年11月及び同年12月、48年9月から同年12月までの期間、49年6月から同年10月までの期間、50年2月から同年11月までの期間並びに51年11月から53年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から47年5月まで
② 昭和47年11月及び同年12月
③ 昭和48年9月から同年12月まで
④ 昭和49年6月から同年10月まで
⑤ 昭和50年2月から同年11月まで
⑥ 昭和51年11月から53年5月まで

私は、20歳になった昭和45年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、同市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書に現金を添えて自宅近くのB郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、58年6月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度、国民年金の加入手続を行い、毎月、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張しているが、申立期間当時の保険料の納付方法は3か月ごとの納付で

ある上、申立期間当時、A市の取扱金融機関に郵便局は指定されていない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。